附　則

1　この告示は、交付の日から施行し、改正後の規定は、平成二十二年度予算に係る補助金等から適用する。

2　平成二十一年度以前の予算に係る国土交通省所管の低公害車普及促進等対策費補助金で平成二十二年度以降に繰り越されたものの交付に関する事務については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第四百四十三号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日　国土交通大臣　前原　誠司

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を次のように改正する。

表滝野すずらん丘陵公園の項中

東日本電信電話株式会社	公衆電話所、電話線、電話ケーブル及び光アクセス装置
北海道中央バス株式会社	バス停留所の標識
札幌市	バス停留所の標識

を

東日本電信電話株式会社	電話線、電話ケーブル及び光アクセス装置の標識
北海道中央バス株式会社	バス停留所の標識

に改め、同表国営昭和記念公園の項中

東日本旅客鉄道株式会社	停車場及び電線

を

東日本旅客鉄道株式会社	停車場
警視庁	信号機及び装置

に改め、同表国営常陸海浜公園の項中「那珂湊・勝田・東海広域事務組合」を「ひたちなか・東海広域事務組合」に改め、同表国営アルプスあづみの公園の項中

長野県南安曇郡穂高町	水道管
長野県南安曇郡堀金村	水道管、下水道管

を

長野県安曇野市	水道管及び下水道管

に改め、同表国営越後丘陵公園の項中

越後交通株式会社	バス停留所の標識

を

国土地理院	測量標

に改め、同表国営木曽三川公園の項中「日本道路公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改め、同表国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の項中

文化庁	通信ケーブル、工事用施設及び材料の置場

を

文化庁	通信ケーブル、工事用施設、材料の置場、けられる仮設工作物及び測量標
奈良県	大極殿院修
社団法人平城遷都一三〇〇年記念事業協会	催しのため設けられる仮設及び材料の置場

を

文化庁	通信ケーブル、工事用施設、材料の置場、けられる仮設工作物及び測量標
奈良県	大極殿院修
社団法人平城遷都一三〇〇年記念事業協会	催しのため設
景	柵
設工作物	

に改め、同表国営明石海峡公園の項中「淡路・東浦広域下水道組合」を「兵庫県淡路市」に改め、同表国営讃岐まんのう公園の項中「満濃町」を「まんのう町」に改め、同表国営吉野ヶ里歴史公園の項中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に、「三田川町」を「吉野ヶ里町」に改める。

○国土交通省告示第四百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月二十三日　国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

恵田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷（明治三十四年内務省告示第四十六号で指定した土地の区域（明治四十二年内務省告示第百八十一号で解除した土地の区域を除く。）及び明治三十四年内務省告示第四十七号で指定した土地の区域（明治四十二年内務省告示第百八十二号で解除した土地の区域を除く。）を除く。）

愛知県岡崎市

恵田町

字丹坂前　七五番二
七六番二
八二番二
八二番六
八八番二
八九番二及び八九番三
八九番五及び八九番六
九〇番二
一三九番二
一四五番三及び一四五番四
一四六番四
一番三
一二二番
一番四
五番二
六番三
八番二
九番二
一八五番

字五反田
丹坂町
字東藪下
一〇番四
一二番三から一二番五まで
二二番三から二二番五まで
三〇番三及び三〇番四
三一番三
三一番五
三二番三
三三番四
三四番三
三五番二
三六番二
三九番二

字宮前
一番三
一二二番
字西前田
一番四
五番二
六番三
八番二
九番二
一八五番